

答申第121号  
平成29年1月25日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成29年1月18日付佐市総法第639号により諮問がありました「目的外利用が例外的にできる場合の種類の追加について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。